

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 設置(第2条—第2条の7)
- 第3章 管理
 - 第1節 行為及び利用(第3条—第5条)
 - 第2節 公園施設の利用の許可及び指定管理者による管理(第6条—第8条の6)
 - 第3節 公園施設の設置又は管理の許可(第9条—第13条)
 - 第4節 公園の占用(第14条—第16条)
 - 第5節 使用料(第17条—第19条)
 - 第6節 利用料金(第19条の2)
- 第4章 雑則(第20条—第29条)
- 第5章 罰則(第30条・第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、市が設置する都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 設置

(平24条例94・章名追加)

(公園の名称、位置若しくは区域の変更又は廃止)

第2条 市長は、公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

(平24条例94・追加)

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の3 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(平24条例94・追加)

(公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園その他の前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平24条例94・追加)

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(平24条例94・追加)

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の6 法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する公募対象公園施設を設ける場合における同項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設に限り、当該公園の敷地面積

の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(平24条例94・追加、平30条例28・一部改正)

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の7 政令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

(平30条例28・追加)

第3章 管理

(平24条例94・旧第2章繰下)

第1節 行為及び利用

(行為の禁止)

第3条 公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第2項による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 公園の施設若しくは公園内の土地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) はり紙若しくは広告物を掲げ、又は宣伝すること。
- (7) 指定した場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

(平17条例40・一部改正)

(行為の制限)

第4条 公園内において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行をすること。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。
 - 3 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。
 - 4 市長は、第1項又は第2項の許可に際し、公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(平17条例40・一部改正)

(利用の制限)

第5条 市長は、公園の損壊その他の理由により、利用が危険であると認められる場合又は公園を損傷するおそれがあると認められる場合には、公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、公園の利用に関し制限を設け、又は必要な措置を講ずることができる。

第2節 公園施設の利用の許可及び指定管理者による管理

(平17条例155・全改)

(利用の許可等)

第6条 次の表の左欄に掲げる公園内で、同表の右欄に掲げる公園施設を利用しようとする者は、市長等(大浜公園のウォータースライダー、清水船越堤公園の茶室兼多目的集会室並びに清水清見潟公園、清水桜が丘公園及び清水月見公園の庭球場(以下これらを「ウォータースライダー等」という。))にあっては市長を、駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室、清水日本平運動公園の球技場及び庭球場並びに清水清見潟公園の体育館、室内プール及びトレーニング室(以下これらを「東御門・巽櫓等」という。))にあっては第8条第1項の規定による指定を受けて管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

公園の名称	施設の名称
駿府城公園	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室
大浜公園	ウォータースライダー
清水日本平運動公園	球技場及び庭球場
清水清見潟公園	体育館、室内プール、トレーニング室及び庭球場
清水船越堤公園	茶室兼多目的集会室
清水桜が丘公園	庭球場
清水月見公園	庭球場

2 市長等は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

3 第1項の表に掲げる公園施設(以下「利用許可施設」という。)のうち第8条第2項の利用料金により利用させる施設(附帯施設を含む。以下「利用料金施設」という。)は、次の表に掲げるとおりとする。

公園の名称	施設の名称
駿府城公園	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室
清水日本平運動公園	庭球場
清水清見潟公園	体育館、室内プール及びトレーニング室

4 利用許可施設のうち使用料により利用させる施設(附帯施設を含む。以下「使用料施設」という。)は、次の表に掲げるとおりとする。

公園の名称	施設の名称
大浜公園	ウォータースライダー
清水日本平運動公園	球技場
清水船越堤公園	茶室兼多目的集会室
清水桜が丘公園	庭球場

(平17条例155・全改、平24条例36・平26条例80・平27条例107・一部改正)

(利用許可施設の供用時間等及び休場日)

第7条 利用許可施設の供用時間又は開館時間(以下「供用時間等」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、ウォータースライダー等にあっては市長は、東御門・巽櫓等にあっては指定管理者は市長の承認を得て、これを変更することができる。

公園の名称	施設の名称	区分	供用時間等
駿府城公園	東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園	—	午前9時から午後4時30分まで
	茶室	—	午前9時から午後9時まで
大浜公園	ウォータースライダー	—	午前9時30分から午後6時まで
清水日本平運動公園	球技場	—	午前8時30分から午後9時まで
	庭球場	4月1日から5月31日までの日及び8月1日から8月31日までの日	午前9時から午後6時まで
		6月1日から7月31日までの日	午前9時から午後7時まで
		9月1日から10月31日までの日及び2月1日から3月31日までの日	午前9時から午後5時まで
	11月1日から翌年の1月31日までの日	午前9時から午後4時まで	

		日までの日	
清水清見瀉公園	体育館、トレーニング室及び庭球場	—	午前9時から午後9時まで
	室内プール	月曜日(当日が休場日に当たるときを除き、当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)	午後1時から午後9時まで
		その他の日	午前9時から午後9時まで
清水船越堤公園	茶室兼多目的集会室	—	午前9時から午後8時30分まで
清水桜が丘公園	庭球場	4月1日から10月31日まで及び3月1日から3月31日まで	午前6時から午後9時まで
		11月1日から翌年の2月末日まで	午前7時から午後9時まで
清水月見公園	庭球場	—	午前9時から午後6時まで

2 ウォータースライダーの供用期間は、7月から9月までのうち市長が定める期間とする。

3 利用許可施設の休場日は、次の表のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、ウォータースライダー等にあつては市長は、東御門・巽櫓等にあつては指定管理者は市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

公園の名称	施設の名称	休場日
駿府城公園	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室	(1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
清水日本平運動公園	球技場及び庭球場	12月29日から翌年の1月3日までの日
清水清見瀉公園	体育館及びトレーニング室	(1) 毎月の第1月曜日(当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	室内プール	(1) 毎月の第1月曜日(当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 水質管理に要する日として市長が別に定める日
	庭球場	12月29日から翌年の1月3日までの日
清水船越堤公園	茶室兼多目的集会室	(1) 水曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
清水桜が丘公園	庭球場	12月29日から翌年の1月3日までの日
清水月見公園	庭球場	12月29日から翌年の1月3日までの日

(平17条例155・全改、平20条例37・平21条例28・平24条例36・平25条例63・平26条例80・平27条例107・一部改正)

(指定管理者による管理)

第8条 東御門・巽櫓等の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、利用料金施設の指定管理者に利用料金施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表第1に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平17条例155・全改、平27条例107・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第8条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(平27条例107・追加)

(指定管理者の指定の基準)

第8条の3 市長は、[前条](#)の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が東御門・巽櫓等の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が東御門・巽櫓等の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(平27条例107・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第8条の4 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(平27条例107・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第8条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東御門・巽櫓等の利用の許可に関すること。
- (2) 東御門・巽櫓等の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(平27条例107・追加)

(指定管理者の原状回復の義務)

第8条の6 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平27条例107・追加)

第3節 公園施設の設置又は管理の許可

(申請事項)

第9条 法第5条第1項の規定による条例で定める公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の外観
 - カ 公園施設の管理の方法
 - キ 工事实施の方法
 - ク 工事の着手及び完了の時期
 - ケ 公園の復旧方法
 - コ [ア](#)から[ケ](#)までに掲げるもののほか、市長が指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
 - ア 管理の目的
 - イ 管理の期間
 - ウ 公園施設の名称及び場所
 - エ 管理の方法
 - オ [ア](#)から[エ](#)までに掲げるもののほか、市長が指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。
 - ア 変更する事項
 - イ 変更する理由
 - ウ [ア](#)及び[イ](#)に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(平17条例40・一部改正)

(添付書類)

第10条 公園施設の設置の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、[前項](#)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(保証金等)

第11条 市長は、公園施設の設置又は管理の許可に際し、必要があると認めるときは、保証金を徴し、又は保証人を立てさせることができる。

2 保証金の額及び保証人の資格は、市長が定め、保証金には利子を付けない。

3 保証金は、無記名の国債証券又は本市公債証券その他市長が適当と認める有価証券をもって代えることができる。

(保証金の還付)

第12条 前条の保証金は、公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、その設置又は管理を廃止し、若しくはその許可を取り消され、又は許可の期間が満了したときに還付する。

2 前項の場合において、市が損害を受けたとき、又は第17条の使用料に未納のものがあるときは、前条の保証金をもってこれに充てる。

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第13条 公園施設の設置又は管理の許可を受けている者が、その施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ届け出て、市長の承認を受けなければならない。

2 公園施設の設置又は管理の許可を受けている者が、その施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届け出なければならない。

第4節 公園の占用

(申請事項)

第14条 法第6条第2項の規定による条例で定める公園の占用の許可の申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の外観

(2) 占用物件の管理の方法

(3) 工事の実施方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 公園の復旧方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(添付書類)

第15条 公園の占用の許可及び許可事項を変更しようとする場合においては、第10条の規定を準用する。

(占用物件の軽易な変更事項)

第16条 法第6条第3項ただし書の規定による条例で定める軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

第5節 使用料

(使用料及び納付方法)

第17条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた者は別表第2に定める使用料を、使用料施設について第6条第1項の規定による許可を受けた者は別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、行為、設置、管理、占用又は利用(以下これらを「利用等」という。)に直接収入を伴う場合の使用料は、別表第2中1の(1)及び(2)、2、3並びに4の(1)のイ及びウ並びに別表第3の(2)及び(3)に規定する場合を除き、別表第2又は別表第3に掲げる額の5倍に相当する額とする。

3 使用料は、前納とする。ただし、特別の事情があるものの徴収方法については、市長が定める。

(平16条例46・平17条例40・平17条例155・平20条例73・平26条例80・平27条例107・平30条例82・一部改正)

(使用料の不還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第2項又は使用料施設について第6条第1項の規定による許可を受けた者の責めに帰すことのできない理由で利用等ができなかったとき。

(2) 市の都合で利用等の許可を取り消したとき。

(3) 第1号に規定する者が利用等の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(平17条例40・平17条例155・平27条例107・一部改正)

(使用料の減額又は免除)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用等をする場合で、特別の理由があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき。

第6節 利用料金

(平27条例107・追加)

(利用料金)

第19条の2 利用料金施設について第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者は、利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の入場者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、利用料金を無料とする。

- (1) 市内に居住する70歳以上の者
- (2) 小学校の就学の始期に達していない者
- (3) 市長が別に定める期間中に入場した者
(平27条例107・追加、令2条例86・一部改正)

第4章 雑則

(平24条例94・旧第3章繰下)

(利用権の譲渡等の禁止)

第20条 利用者等(法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、その権利を譲渡し、又は利用等をしている土地、物件を転貸し、若しくは他人に利用等をさせてはならない。

(平27条例107・一部改正)

(権利の承継)

第21条 相続又は法人の合併若しくは分割により利用者等からその権利を承継する者は、これを証明する書類を添えて市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(報告の徴収、立入検査等)

第22条 市長は、公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法令又はこの条例による許可事項その他必要と認める事項について、利用者等から報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査又は検査をさせることができる。

2 前項に規定する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督処分)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可(指定管理者が第6条第1項の規定により行う許可を含む。)を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平17条例155・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項等)

第23条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、公告すること。
- (2) 前号の公告に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公告の期間が満了しても、なお、その工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公告の要旨を告示すること。

3 市長は、前項に規定する方法による公告又は告示を行うとともに、規則で定める様式による保管する工作物等の一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者の閲覧に供させなければならない。

(平17条例40・追加)

(工作物等の売却の手続)

第23条の3 法第27条第6項に規定による工作物等の価格の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価格の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 2 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。
- 3 市長は、[前項本文](#)の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を公告しなければならない。
- 4 市長は、[第2項本文](#)の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 5 市長は、[第2項ただし書](#)の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(平17条例40・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

第23条の4 市長は保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者に氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例40・追加)

(利用の許可の取消し等)

第23条の5 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対し、[第6条第1項](#)の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反している者
- (2) [第6条第1項](#)の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により[第6条第1項](#)の規定による許可を受けた者

(平17条例155・追加)

(原状回復の義務)

第24条 利用者等は、利用等の期間が満了したとき、若しくは廃止したとき、又は[第23条第1項](#)若しくは[前条](#)の規定により利用等の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(平17条例40・平17条例155・一部改正)

(届出)

第25条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者等が利用等に関する工事に着手し、若しくは完了し、利用等を廃止し、又は公園を原状に回復したとき。
- (2) 公園を構成する土地、物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (3) 利用者等が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。
- (5) [第23条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により、[同条第1項](#)に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(平17条例40・一部改正)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第26条 [第3条](#)から[前条](#)までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平17条例40・一部改正)

(審議会の設置)

第27条 市長の諮問に応じて、法及び政令並びにこの条例の施行に関する重要事項を調査審議するため、静岡市都市公園審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 都市公園又は都市景観に関し優れた識見を有する者
 - (2) 市民
 - (3) [前2号](#)に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者
- 4 市長は、[前項第2号](#)に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 8 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平19条例6・平24条例36・平24条例94・平30条例82・一部改正)

(損害賠償の義務)

第28条 公園の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(平24条例94・旧第4章繰下)

第30条 **次の各号**のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) **第3条**の規定に違反して**同条各号**に掲げる行為をした者
- (2) **第4条第1項**又は**第2項**の規定に違反して**同条第1項各号**に掲げる行為をした者
- (3) **第23条第1項**又は**第2項**の規定による市長の命令に違反した者

第31条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(**次項**において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市都市公園条例(昭和36年静岡市条例第23号)又は清水市都市公園条例(昭和44年清水市条例第2号)(**次項**においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

4 蒲原町の編入の日(**次項**及び**附則第6項**において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町都市公園条例(昭和60年蒲原町条例第18号。以下この項から**附則第6項**までにおいて「編入前の条例」という。)第3条に規定する法第6条の規定による許可又は編入前の条例第4条第1項の規定による許可を受けた者に係る占用料又は使用料については、当該許可の期間の満了までの間は、なお従前の例による。

(平17条例230・追加)

5 **前項**に規定するもののほか、編入日の前日までに編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例230・追加)

6 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

(平17条例230・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

7 由比町の編入の日(**次項**及び**附則第9項**において「編入日」という。)の前日までに、法第6条第1項若しくは第3項又は編入前の由比町都市公園条例(平成6年由比町条例第2号。以下この項から**附則第9項**までにおいて「編入前の条例」という。)第4条第1項若しくは第3項の規定による由比町長の許可を受けた者に係る使用料については、当該許可の期間の満了までの間は、なお従前の例による。

(平20条例73・追加)

8 **前項**に規定するもののほか、編入日の前日までに編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例73・追加)

9 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

(平20条例73・追加)

附 則(平成16年3月25日条例第46号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月6日条例第66号)

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成17年3月15日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第155号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2章第2節の改正規定(第8条第2項から第5項までに係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第230号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成19年2月26日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中(4)清水日本平運動公園ア球技場(イ)附帯設備利用の表に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第37号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月3日条例第73号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年3月13日条例第28号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第36号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月14日条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月8日条例第63号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び別表第2の改正規定は、平成25年6月1日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例別表第2の規定に基づく清水日本平運動公園及び清水清見潟公園の有料施設の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、前項ただし書に規定する日前においてもこれを行うことができる。

附 則(平成26年3月20日条例第80号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第1項及び第3項、第7条第1項及び第3項、第17条第4項並びに別表第2の改正規定(坤櫓に係る部分に限る。) 平成26年4月2日

(2) 第6条第3項及び別表第2の改正規定(清水桜が丘公園に係る部分に限る。) 平成26年6月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用料を納付した回数券を使用して施行日以後に利用する者に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定によるもののほか、新条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の利用許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

4 新条例別表第2の規定に基づく清水桜が丘公園の有料施設の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、附則第1項第2号に規定する日前においてもこれを行うことができる。

附 則(平成27年3月20日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る使用料について適用し、同日の前日までの占用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年10月20日条例第107号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例(以下「新条例」という。)第8条及び別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して当該施設を利用することができる。

(施行前の準備)

3 施行日において新条例第6条第3項に規定する利用料金施設の指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第8条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

附 則(平成28年3月18日条例第48号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日条例第28号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月10日条例第68号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第91号で、規則で定める日を平成30年12月1日とした。)

附 則(平成30年12月13日条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項及び別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第76号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成31年4月1日

(3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の静岡市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第1から別表第3までの規定は、利用等の期間が前項第3号に定める日(以下「施行日」という。)以後にわたる利用等に係る利用料金又は使用料について適用し、施行日の前日までに利用等の期間が満了する利用等に係る利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 新条例別表第1の規定に基づく公園施設の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

4 新条例別表第2及び別表第3の規定に基づく公園施設の利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附 則(令和2年3月19日条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して清水清見潟公園のトレーニング室を利用することができる。

(施行前の準備)

3 新条例別表第1の規定に基づく公園施設の利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附 則(令和2年10月9日条例第86号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例の施行の日において駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の指定管理者となるものは、同日以前においても、この条例による改正後の静岡市都市公園条例第8条第3項の規定の例により同日以後の駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の利用に係る利用料金を定めることができる。

附 則(令和3年3月11日条例第16号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和4年10月12日条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、静岡市歴史博物館条例(令和3年静岡市条例第60号)附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

3 新条例別表第1の規定に基づく東御門・巽櫓等の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表第1(第8条関係)

(平27条例107・追加、平30条例68・平31条例76・令2条例51・令2条例86・一部改正)

(1) 駿府城公園

ア 東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の利用料金の限度額

区分			単位	金額
東御門・巽櫓	個人	一般	1回につき	200円
		小学生・中学生		50円
	団体	一般	1人1回につき	160円
		小学生・中学生		40円
坤櫓	個人	一般	1回につき	100円
		小学生・中学生		50円
	団体	一般	1人1回につき	80円
		小学生・中学生		40円
日本庭園	個人	一般	1回につき	150円
		小学生・中学生		50円
	団体	一般	1人1回につき	120円
		小学生・中学生		40円
東御門・巽櫓 坤櫓 日本庭園 (共通)	個人	一般	1回につき	360円
		小学生・中学生		120円
	団体	一般	1人1回につき	280円
		小学生・中学生		90円

備考

- 1 「団体」とは、30人以上をいう。
- 2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、小学生・中学生以外の者をいう。

イ 茶室

(ア) 施設利用の利用料金の限度額

区分	金額(1室につき)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
和室1	2,090円	2,820円	2,820円	7,730円
和室2	1,570円	2,090円	2,090円	5,750円
和室3	3,140円	4,190円	4,190円	11,520円
小間	2,510円	3,350円	3,350円	9,210円

(イ) 備品使用の利用料金の限度額

区分	単位	金額
茶道用具	一式 1回	1,040円

(2) 清水日本平運動公園の庭球場の利用料金の限度額

利用区分	単位	金額
一般	1面1利用区分帯につき	1,220円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	860円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

- 3 「1利用区分帯」とは、[第7条第1項](#)に規定する庭球場の供用時間を当該供用時間の開始時刻から2時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、次に掲げる時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の利用料金の限度額は、1利用区分帯につきこの表による金額の2分の1に相当する額とする。
- (1) 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
- ア 4月1日から5月31日までの期間及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時から午後6時までの時間
- イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間
- ウ 9月1日から10月31日までの期間及び2月1日から3月31日までの期間 午後3時から午後5時までの時間
- エ 11月1日から翌年の1月31日までの期間 午後3時から午後4時までの時間
- (2) 利用日の当日において、新たに同日の利用に係る[第6条第1項](#)の規定による利用の許可を受けた場合における当該新たな許可に係る時間
- 4 [第7条第1項ただし書](#)の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につきこの表による金額の2分の1に相当する額とする。
- 5 [第7条第3項](#)に規定する休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 6 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 7 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- (3) 清水清見潟公園
- ア 体育館
- (ア) 施設利用の利用料金の限度額

利用区分		時間区分		午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	体育館 アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに 利用する場合	一般		3,120円	2,080円	2,080円	6,240円
		生徒等及び70歳以上の者		2,190円	1,460円	1,460円	4,380円
		その他の場合		15,600円	10,400円	10,400円	31,200円
	多目的室	一般		750円	500円	500円	1,500円
		生徒等及び70歳以上の者		540円	360円	360円	1,080円
個人利用	当日券	一般		270円	270円	270円	330円
		生徒等及び70歳以上の者		140円	140円	140円	170円
	整理券	一般		1人1回1時間につき 150円			
		生徒等及び70歳以上の者		1人1回1時間につき 80円			

備考

- 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- [第7条第1項ただし書](#)の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 土曜日、日曜日、休日及び[第7条第3項](#)の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

- 9 体育館の一部を専用利用する場合において、その面積が2分の1に満たないときの利用料金の限度額は、この表による金額に2分の1を乗じて得た額とする。
 - 10 整理券は、開館より1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)ごとに利用時間を指定した場合(管理上支障のない場合に限る。)に限り、利用することができる。
 - 11 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
 - 12 体育館の冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき800円をこの表による金額に加算した額とする。
 - 13 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
 - 14 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- (イ) 器具及び備品使用の利用料金の限度額

区分	単位	金額(1回につき)
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1個	20円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
ポータブルアンプ	1台	520円
コードリール	1巻	100円
補助椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円

備考

- 1 この表に掲げる器具又は備品以外の器具又は備品の利用料金の限度額は、類似する器具又は備品の金額に準じて算定した額とする。
 - 2 (ア)施設利用の利用料金の限度額の表に掲げる施設の利用許可を受けた1日の連続した時間区分における使用を「1回」とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。
- イ 室内プールの利用料金の限度額

利用区分		時間区分		午前	午後	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利用	一般			1コースにつき3,150円	1コースにつき4,200円	1コースにつき3,150円
	生徒等及び70歳以上の者			1コースにつき1,590円	1コースにつき2,120円	1コースにつき1,590円
個人利用	当日券	一般		410円	410円	410円
		生徒等及び70歳以上の者		210円	210円	210円
	回数券	一般	回数券(12回券)		4,100円	
		生徒等及び70歳以上の者	回数券(12回券)		2,100円	

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 6 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を専用利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までにあつてはこの表の午後の区分における金額の4分の1に相当する額とする。

- 7 **第7条第1項ただし書**の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 8 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 9 土曜日、日曜日、休日及び**第7条第3項**の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 10 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 11 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- ウ トレーニング室の利用料金の限度額

時間区分		午前	午後1	午後2	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
当日券	一般	270円	270円	270円	330円
	生徒等及び70歳以上の者	140円	140円	140円	170円
回数券	一般	回数券(11回券) 2,700円			
	生徒等及び70歳以上の者	回数券(11回券) 1,400円			
整理券	一般	1人1回1時間につき 150円			
	生徒等及び70歳以上の者	1人1回1時間につき 80円			

備考

- 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 整理券は、開館より1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)ごとに利用時間を指定した場合(管理上支障のない場合に限る。)に限り、利用することができる。
- 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

別表第2(第17条関係)

(平16条例46・全改、平20条例37・平24条例36・平26条例80・平27条例46・一部改正、平27条例107・旧別表第1繰下、平30条例82・平31条例76・令3条例16・令4条例18・一部改正)

1 行為をする場合

区分		単位	使用料
(1) 第4条第1項第1号 に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円
	面積により難いもの	1人1日につき	1,100円
(2) 第4条第1項第2号 に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,100円
(3) 第4条第1項第3号 に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	44円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円
(4) 第4条第1項第4号 に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	33円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円

2 公園施設を設置する場合

区分	単位	使用料
(1) 営利を目的とするもの	1平方メートル1月につき	44円以上
(2) その他	1平方メートル1月につき	44円

3 公園施設を管理する場合

区分	単位	使用料
----	----	-----

(1) 駿府城公園売店	1月につき	81,080円
(2) 駿府城公園東御門橋乗船場	1月につき	9,830円
(3) 駿府城公園北御門橋乗船場	1月につき	24,400円
(4) 駿府城公園坤櫓乗船場	1月につき	11,360円
(5) 大浜公園脱衣預り所	1開催期間につき	182,620円
(6) その他	1平方メートル1日につき	154円

4 公園を占有する場合

- (1) 法第7条第1項第6号に規定するもの及び消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条に規定する駐車場その他の施設

区分	単位	使用料
ア 第4条第1項第3号に規定する行為のために設けられる仮設工作物	1平方メートル1月につき	44円
イ 第4条第1項第4号に規定する行為のために設けられる仮設工作物	清水日本平運動公園の球技場でアマチュアスポーツの競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しを行う場合に広告を掲出するために設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル1日につき 520円
	清水日本平運動公園の球技場でアマチュアスポーツ以外の競技会を行う場合に広告を掲出するために設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル1日につき 2,600円
	清水日本平運動公園の球技場でアマチュアスポーツ以外の競技会を行う場合に当該競技会を行わない日を通じて広告を掲出するために設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル1月につき 6,600円
	その他	1平方メートル1月につき 22円
ウ その他の占有物件	1平方メートル1月につき	33円

- (2) 法第7条第1項各号(同項第6号を除く。)及び法第7条第2項に規定するもの(消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。)

区分	単位	使用料
ア 電柱、標識その他これらに類するもの	1本1年につき	820円
イ 電話柱(電柱であるものを除く。)	1本1年につき	740円
ウ 共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	7円
エ 公衆電話所	1個1年につき	1,500円
オ ガス管、工業用水道管、下水道管、地下ケーブル等	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき 180円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき 440円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき 880円
カ その他の占有物件	1平方メートル1月につき	30円

備考

- 1 使用料の額が年額で定められている使用料の算定については、使用等の期間が1年に満たないとき、又は1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 使用料の額が月額で定められている使用料の算定については、使用等の期間が1月に満たないとき、又は1月に満たない端数があるときは、1月に切り上げる。
- 3 使用料の額が平方メートル又はメートルを単位として定められている場合において、利用等の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切捨てて計算するものとする。

4 (2)の表に規定する場合で占用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、同表の規定により算定した額に、100分の110を乗じて得た額とする。

5 使用料の額が、100円に満たないときは、100円とする。

6 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第3(第17条関係)

(平16条例46・平17条例40・平19条例6・平24条例36・平25条例63・平26条例80・一部改正、平27条例107・旧別表第2繰下・一部改正、平28条例48・平31条例76・令2条例51・一部改正)

(1) 大浜公園

区分	単位		使用料
	15歳以上の者	1人1回につき	
ウォータースライダー	15歳以上の者	1人1回につき	220円
	6歳以上15歳未満の者	1人1回につき	150円

備考

1 ウォータースライダーは、身長が120センチメートル以上の者に限り、利用することができる。

2 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、6歳以上15歳未満の者の区分とする。

(2) 清水船越堤公園

ア 施設利用

区分	使用料(全室につき)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後8時30分まで	午前9時から午後8時30分まで
茶室兼多目的集会室	1,650円	1,650円	2,470円	5,770円

イ 備品使用

区分	単位		使用料
茶道用具	一式	1回	1,040円

(3) 清水日本平運動公園の球技場

ア 施設利用

区分				使用料							
				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	時間外	
				午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	午後6時までは1時間につき	午後6時以降は1時間につき
球技場	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	65,940円	75,360円	56,520円	141,300円	131,880円	197,820円	18,840円	18,840円
			生徒等及び70歳以上の者	46,200円	52,800円	39,600円	99,000円	92,400円	138,600円	13,200円	13,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	252,080円	252,080円	294,100円	504,170円	546,190円	798,280円	63,000円	98,030円	
球技場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	21,980円	25,120円	18,840円	47,100円	43,960円	65,940円	6,280円	6,280円
			生徒等及び70歳以上の者	15,400円	17,600円	13,200円	33,000円	30,800円	46,200円	4,400円	4,400円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	25,140円	25,140円	29,260円	50,280円	54,400円	79,540円	6,240円	9,710円	
第1会議室				1,450円	1,450円	1,450円	2,900円	2,900円	4,350円	310円	470円
第2会議室				470円	470円	470円	940円	940円	1,410円	100円	150円
第3会議室				690円	690円	690円	1,380円	1,380円	2,070円	150円	210円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 土曜日、日曜日、休日及び第7条第3項ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 4 入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に利用する場合の使用料の額は、当該利用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額が使用料の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の5を乗じて得た額とする。

イ 附帯設備利用

区分		単位	使用料	
大型映像装置	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき	4,260円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	67,270円	
照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき	73,670円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	177,270円
	3分の1点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき	24,550円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	169,790円
	5分の1点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間につき	14,950円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	167,660円
放送設備	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	24,550円	
冷暖房設備	冷房	1時間につき	3,190円	
	暖房	1時間につき	2,660円	

備考 業として広告を大型映像装置に表示する場合の大型映像装置の使用料の額は、区分の欄に掲げる大型映像装置の規定により算定した額に表示する広告1件につき22,410円を加算した額とする。

ウ 器具及び備品使用

区分	単位	使用料(1回当たり)
表彰台	1台	210円
演台	1台	210円
折り畳み椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円

備考

- 1 この表に掲げる器具又は備品以外の器具又は備品の使用料の額は、類似する器具又は備品の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 2 ア施設利用の表に掲げる施設の利用許可を受けた1日の連続した時間区分における使用を「1回」とする。ただし、管理上支障がない場合は、この限りでない。

(4) 清水桜が丘公園

ア 庭球場

利用区分	単位	金額
一般	1面1利用区分帯につき	1,040円
生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	740円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 「1利用区分帯」とは、第7条第1項に規定する庭球場の供用時間を当該供用時間の開始時刻から2時間までごとに区分した時間帯をいう。ただし、4月1日から10月31日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間における午前6時から午前7時までの時間については、1時間までごとに区分した時間帯とし、その場合の使用料の額は、1利用区分帯につきこの表による金額の2分の1に相当する額とする。

- 4 [第7条第1項ただし書](#)の規定により供用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につきこの表による金額の2分の1に相当する額とする。
 - 5 [第7条第3項](#)に規定する休場日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
 - 6 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
 - 7 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- イ 附帯設備使用料

区分	単位	使用料
夜間照明施設	1面1時間につき	260円

備考 利用時間に1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして算定する。